

平成 24 年度国費外国人留学生（研究留学生等）の奨学金支給期間延長に係る取扱要領

- (1) 奨学金支給期間延長の申請については、現在の国費外国人留学生の区分により各々後述の申請区分（Ⅰ～Ⅵ）のとおりとする。
- (2) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する大学において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- (3) 推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
- (4) 延長申請については、以前に増して厳しく審査されることとなるので、研究計画書の他に「指導教員の意見書」には、国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記すこと。（推薦に至る具体的説明の乏しい者については、不採用となることがあるので留意すること。）
- (5) 「大使館推薦」又は「国内採用」により採用された者の場合、大学院正規課程への進学希望先は 2 大学 2 研究科（第 2 希望まで）とする。また、大学院正規課程への進学にあたり、大学を変更する場合には、その理由を「指導教員の意見書」（「大学変更の場合、その所見」欄）及び「推薦調書」（「推薦理由」欄）に記入すること。
申請書に記入した大学以外の大学院研究科へ進学する場合、国費外国人留学生奨学金は支給しない。また、「大学推薦」により採用された者が他大学へ進学する場合、国費外国人留学生奨学金は支給しない。
- (6) 以下の者にかかる延長申請の選考方法等については「平成 24 年度国費外国人留学生（学部留学生・研究留学生）の奨学金支給期間特別延長に係る取扱要領」に基づいて申請すること。
 - ①当初、学部留学生として採用となり、現在、大学院修士課程又は専門職学位課程に在籍し、平成 25 年 4 月（又は 10 月等）から大学院博士課程に進学を希望する者（国内採用で学部から採用された者は除く。）
 - ②当初、高等専門学校留学生又は専修学校留学生として採用となり、現在、大学学部（又は高等専門学校専攻科）に在籍し、平成 25 年 4 月（又は 10 月等）から大学院修士課程（又は高等専門学校専攻科）に進学を希望する者
 - ③当初、高等専門学校留学生として採用となり、現在、高等専門学校専攻科に在籍し、平成 25 年 4 月（又は 10 月等）から大学院修士課程に進学を希望する者
 - ④当初、高等専門学校留学生又は専修学校留学生として採用となり、現在、大学院修士課程に在籍し、平成 25 年 4 月（又は 10 月等）から大学院博士課程に進学を希望する者
- (7) 支給期間の延長が認められた場合、進学先大学にかかる入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学は不徴収）とするが、延長が認められなかった場合及び進学先以外の大学にかかる入学検定料及び入学金は、当該大学の規程に基づき取り扱うこととなるので、場合によっては本人負担となる場合があることを予め承知しておくとともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。なお、「大学推薦」により採用された者の場合、入学検定料及び入学金については当該大学の負担とする。

- (8) 提出期間：平成 24 年 11 月 26 日（月）～11 月 30 日（金）当日消印有効
提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。
- (9) 推薦者が 2 名以上いる場合には、必ず大学としての優先順位を付すこと。
- (10) 結果通知については、平成 25 年 2 月中旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には、応募をとりまとめた大学が通知を行うこととする。
- (11) 次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止めるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
- ① 申請事項に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - ② 文部科学省への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（若しくは修了）が不可能であることが確定したとき。
 - ④ 大学、高等専門学校、専修学校又は日本語予備教育機関において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
 - ⑤ 当該大学等を退学したとき。
 - ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
 - ⑧ 進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位課程に進学したとき。
- (12) 例年延長申請について国費外国人留学生への周知を忘れる大学があるため、大学にあつては平成 25 年度に進学する（ことを予定している）ため延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一延長申請漏れがあった場合、当人への奨学金の継続支給に重大な影響を生じるとともに、大学への国費留学生の配置数（大学推薦等）を減じること等があることに留意すること。
- (13) 提出書類等：
- ア 申請書ファイル A、B の作成について
申請書ファイル A、B を、後述する HP からダウンロードの上、推薦者 1 名ごとに 1 ファイルを作成し、電子媒体を文部科学省の指定する E-mail アドレス（encho@mext.go.jp）に送信すること。
なお、指導教員の意見書は電子媒体のほか、推薦者 1 名につき 1 部印刷し、指導教員が押印したものを郵送でも提出すること。
- イ 推薦者一覧ファイルの作成について
推薦者一覧ファイルを、後述する HP からダウンロードの上、推薦者一覧作成マニュアルに基づき推薦者一覧を作成し、紙媒体を一部、郵送により文部科学省に送付するとともに、電子媒体を文部科学省の指定する E-mail アドレス（encho@mext.go.jp）に送信すること。

ウ 推薦者一覧ファイルの作成に関する重要な留意事項

推薦者一覧ファイルの作成は、必ず指定のHPに掲載してある推薦者一覧ファイルを使用し、同様に掲載している「推薦者一覧作成マニュアル」により作成すること。

推薦者一覧ファイルはマクロを使用して作成されており、申請書ファイルのデータから推薦者一覧の作成に必要な情報を取り込んで一覧を作成する。そのため、各大学は文部科学省への推薦にあたっては、区分ごとの推薦順位を定めた後、申請書ファイルの「推薦調書」シートにある推薦順位欄に推薦順位を入力の上、推薦者一覧作成マニュアルにより推薦者一覧を作成の上、送付・送信すること。

例年、推薦調書の推薦順位欄を空欄等のままで提出している大学があるが、この場合、推薦者一覧が正しく作成されないので十分留意の上作成すること。

エ 紙媒体及び電子媒体の提出方法は下記のとおり。

① 郵送による提出

大学長からの推薦状（公文書等）に区分ごとに作成した推薦者一覧、各推薦者の指導教員の意見書を添付し、郵送で提出すること。

申請書類提出の際は、角型2号の封筒に封入し、封筒表に朱書きで、
××××××(大学番号)延長申請書類在中 と明記すること。

※ また、国費留学生係宛の他の書類とは必ず別便で送付すること。

② 電子媒体による提出

各個人の申請書ファイル A、B 及び推薦者一覧ファイルは、電子データをメールにて提出期間内に提出すること。

文部科学省の E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) には多数の送信があるので、本件を送信する際には、必ず以下によること

・メールの件名： ××××××(←大学番号)〇〇大学(延長申請)
(例) 012345 文部科学大学 (延長申請)

・ファイルの件名：

推薦者一覧 ××××××(←大学番号)〇〇大学(延長申請一覧)

申請書 A ×××××× (←個人番号) 区分〇A (←申請区分 I、II 又は III)

申請書 B ×××××× (←個人番号) 区分〇B (←申請区分 I、II 又は III)

(例) 101234 文部科学大学 (延長申請一覧)

101234 区分 I A

101234 区分 I B

※ 文部科学省のメールサーバーはメールのサイズ（本文と添付ファイルを合わせた容量）が 10 MB を超える場合には受理できないことから、メールのサイズは一定の余裕をもったものとする。推薦者が多数のためサイズが 10MB を上回る場合にはファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。その際、メールの件名の最後にメール総数及び当該メールの本数を入力すること。5 本のメールに分割して送信する際の 4 本目は 4/5 と入力、5 本目は 5/5 と入力する。

(例：012345 文部科学大学 (延長申請) 1/5)。

※ 推薦者が多数の場合、申請書ファイルを区分ごとにフォルダに格納・圧縮の上送信等すること。フォルダの名称は特に定めないが大学名及び区分を入力すること。

※ 前述の「①郵送による提出」又は「②電子媒体による提出」の一方のみの提出では推薦があったと認められない。必ず両方を提出すること。

<本件照会先及び提出先>

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室国費留学生係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111(内線3026) FAX : 03-6734-3394

E-mail : encho@mext.go.jp (電子データ提出先)

(14) 申請書様式等 :

延長申請関係書類掲載場所 : 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

→募集関係 : 進学等に伴う奨学金支給期間の延長及び特別延長を希望する国費外国人留学生(研究留学生等)の取扱いについて(通知)

申請区分Ⅰ 現在、研究生等の非正規生として在籍し、平成 25 年 4 月（又は平成 25 年 10 月等）に大学院修士課程、専門職学位課程又は博士課程に進学する者

(1) 対象

研究生→大学院修士課程入学・専門職学位課程入学の場合

理系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて 2 年未満の者

文系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて 2 年以内の者

研究生→博士課程入学の場合

理系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて 1 年以内の者

文系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて 2 年未満の者

(2) 延長候補者の奨学金支給期間

平成 25 年 4 月（又は平成 25 年 10 月等）から当該課程標準修業年限までの期間。

(3) 提出書類

【申請者ごとに必要な書類】

ア 申請書ファイル A

a 奨学金支給期間延長申請書（申請区分Ⅰ～Ⅲ）

b 推薦調書

c 指導教員の意見書

※ 「d 学業成績係数が算出できない理由」は入力不要。空欄のまま提出すること。

イ 申請書ファイル B

a 研究計画又は研究状況

【大学として取りまとめる書類】

ア 推薦者一覧ファイル・・区分ごとに各推薦者のデータを取りまとめて作成

a 平成 25 年度進学に伴う奨学金支給期間延長希望の推薦者一覧
（申請区分Ⅰ）

(4) 推薦基準

ア 「奨学金支給期間延長の申請基準」のとおり申請基準を満たしていること。

イ 大学院修士課程、専門職学位課程又は博士課程に進学する見込みのある者。

ウ 指導教員から推薦の強い要望がある者。

エ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。

(5) 留意点

① 平成 25 年 3 月 31 日（又は平成 25 年 9 月等）限りで奨学金支給期間が満了しない場合であっても、平成 25 年度中に大学院正規課程へ進学する場合は、遺漏なきよう推薦すること。

特に平成 24 年 10 月渡日者で平成 25 年度に進学を希望する者は渡日直後の申請となるため、遺漏のないよう留意すること。

(例 1) 平成 24 年 4 月渡日 (奨学金支給期間: 平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月) で平成 25 年 4 月に博士課程進学予定の者

(例 2) 平成 24 年 10 月渡日 (奨学金支給期間: 平成 24 年 10 月～平成 26 年 3 月) で平成 25 年 4 月又は 10 月に修士課程進学予定の者

② 平成 24 年秋学期渡日者であって、申請時に他大学において日本語予備教育中の者は専門教育機関がとりまとめの上、申請すること。

③ 未満・以内の取り扱いについては以下の例を参照すること。

(例 1) 平成 23 年 4 月に渡日した文系の非正規生が平成 25 年 4 月に修士課程に進学することは 2 年以内のため申請可 (平成 25 年 10 月に進学の場合、申請不可)

(例 2) 平成 23 年 4 月に渡日した理系の非正規生が平成 25 年 4 月に修士課程に進学することは、2 年「未満」の制限にかかるため申請不可

(例 3) 平成 23 年 10 月に渡日した文系の非正規生は平成 25 年 4 月に博士課程に進学するために申請することは可能だが、平成 25 年 10 月に進学することは 2 年「未満」の制限にかかるため申請不可

申請区分Ⅱ 現在、大学院修士課程又は専門職学位課程に在籍し、平成 25 年 4 月 (又は平成 25 年 10 月等) に大学院博士課程に進学する者

(1) 対象

研究留学生として採用された者。(学部最終年次に学部留学生(国内採用)として採用され、その後修士課程に進学する際に奨学金支給期間の延長を承認された者は対象とされない。)

(2) 延長候補者の奨学金支給期間

平成 25 年 4 月 (又は平成 25 年 10 月等) から当該課程標準修業年限までの期間。

(3) 提出書類

【申請者ごとに必要な書類】

ア 申請書ファイル A

a 奨学金支給期間延長申請書 (申請区分Ⅰ～Ⅲ)

b 推薦調書

c 指導教員の意見書

※ 「d 学業成績係数が算出できない理由」シートは該当者のみ入力すること。該当しない者は空欄のまま送信すること。

イ 申請書ファイル B

a 研究計画又は研究状況

【大学として取りまとめる書類】

ア 推薦者一覧ファイル・・区分ごとに各推薦者のデータを取りまとめて作成

a 平成 25 年度進学に伴う奨学金支給期間延長希望の推薦者一覧 (申請区分Ⅱ)

【大学で保管する書類】

ア 成績証明書 (大学院修士課程で取得可能な最近のものまで。文部科学省に提出す

る必要はないが、問い合わせた際に対応できるようにしておくこと。)

(4) 推薦基準

- ア 大学院修士課程又は専門職学位課程での学業成績係数が 2.50 以上の者。
- イ 大学院博士課程に進学する見込みのある者。
- ウ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
- エ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
- オ 現在在学している課程を留年していない者。

申請区分Ⅲ 現在、大学学部に在籍し、平成 25 年 4 月（又は平成 25 年 10 月等）に大学院修士課程又は専門職学位課程（医歯薬獣医分野の学部 6 年次に在籍する者については博士課程）に進学する者

(1) 対象

学部留学生として採用された者

(2) 延長候補者の奨学金支給期間

平成 25 年 4 月（又は平成 25 年 10 月等）から当該課程標準修業年限までの期間。

(3) 提出書類

【申請者ごとに必要な書類】

- ア 申請書ファイル A
 - a 奨学金支給期間延長申請書（申請区分Ⅰ～Ⅲ）
 - b 推薦調書
 - c 指導教員の意見書
- ※ 「d 学業成績係数が算出できない理由」シートは該当者のみ入力すること。該当しない者は空欄のまま送信すること。
- イ 申請書ファイル B
 - a 研究計画又は研究状況

【大学として取りまとめる書類】

- ア 推薦者一覧ファイル・・区分ごとに各推薦者のデータを取りまとめて作成
 - a 平成 25 年度進学に伴う奨学金支給期間延長希望の推薦者一覧（申請区分Ⅲ）

【大学で保管する書類】

- ア 成績証明書（学部 1 年次から取得可能な最近のものまで。文部科学省に提出する必要はないが、問い合わせの際に対応できるようにしておくこと）

(4) 推薦基準

- ア 大学学部の学業成績係数が 2.50 以上の者。
- イ 大学院修士課程又は専門職学位課程（医歯薬獣医分野の学部 6 年次に在籍する者については博士課程）に進学する見込みのある者。
- ウ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
- エ 大学の長（又は学部の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
- オ 現在在学している課程を留年していない者。

奨学金支給期間延長の申請基準

申請区分	延長理由番号	延長理由	延長許可年限	条件（申請可能な者）等
I	1	① 研 究 生 → 修 士 課 程 入 学 専 門 職 学 位 課 程 入 学	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	理系：非正規生の期間が予備教育期間含め 2 年未満の者 文系：非正規生の期間が予備教育期間含め 2 年以内の者
I		② 研 究 生 → 博 士 課 程 入 学	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	理系：非正規生の期間が予備教育期間含め 1 年以内の者 文系：非正規生の期間が予備教育期間含め 2 年未満の者
II		③ <u>修 士 課 程 修 了</u> → <u>博 士 課 程 入 学</u> <u>専 門 職 学 位 課 程 修 了</u>	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	研究留学生として採用された者
II-2 (特別延長)	1	③ <u>修 士 課 程 修 了</u> → <u>博 士 課 程 入 学</u> <u>専 門 職 学 位 課 程 修 了</u>	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	当初、大使館推薦による学部留学生として採用された者、又は大使館推薦による高等専門学校留学生・専修学校留学生として採用され大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められた者で、修士課程（又は専門職学位課程）進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程（又は専門職学位課程）に国費外国人留学生として在籍している者
III	2	① <u>学 部 卒 業</u> → <u>修 士 課 程 入 学</u> <u>専 門 職 学 位 課 程 入 学</u>	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	学部留学生として採用された者（医歯薬系学部（6 年制）卒業見込みの者を除く）
III-2 (特別延長)		① <u>学 部 卒 業</u> → <u>修 士 課 程 入 学</u> <u>高 専 専 攻 科 専 門 職 学 位 課 程 入 学</u>	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	当初、大使館推薦による高等専門学校留学生又は大使館推薦による専修学校留学生として採用され、大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在大学の学部（又は高専専攻科）に国費外国人留学生として在籍している者
III	② 医歯薬系学部(6年制)卒業 → 博士課程入学	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限		
VII, VIII	3	① 高 専 卒 業 → 学 部 3 年 次 専 修 学 校 修 了 → 編 入 学	学 部 卒 業 ま だ の 2 年 間	学部 2 年次編入の場合は、文部科学省に要事前相談
VII		② 高 専 卒 業 → 高 専 専 攻 科 入 学	専 攻 科 修 了 ま だ の 2 年 間	進学は所属している高専の専攻科に限る。

※ 5 年一貫制博士課程においては、前期 2 年を上表「修士」として、後期 3 年を「博士」として取り扱うものとする。

※ 申請区分 II～VIII の区分においては、現在在籍している課程を標準修業年限内で修了（又は修業年限内で卒業）できる見込みの者であることとする。

※ 上記以外の場合の支給期間の延長申請は不可とする。

※ 商船学科に在籍している者の延長申請の場合は、文部科学省に要事前相談

※ 申請区分 III においては、日韓共同理工系学部留学生で学部 に在籍する者は対象としない。

学業成績係数の算出方法

※下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算する。

区 分	成 績 評 価				
	4段階評価		優	良	可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

総登録単位数

(注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に

置き換えて算出する。

(注2) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象

としないこと。

(注3) 係数に端数が出る場合は、小数点以下第3位を切り捨てること。

(注4) 算出においては、申請時に判明している成績のみを用いること。